

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第76回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年1月27日（金）10時58分～11時30分

於・総務省 第3特別会議室（中央合同庁舎第2号館 11階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上8名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁（接続委員会主査）

第4 出席した関係職員等

富永 昌彦（総合通信基盤局長）、巻口 英司（電気通信事業部長）、
秋本 芳徳（総合通信基盤局総務課長）、竹村 晃一（事業政策課長）、
藤野 克（料金サービス課長）、内藤 新一（料金サービス課企画官）、
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

1 答申事項

ア 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3090号】

開　　会

○辻部会長　　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第76回を開催したいと思います。

本日部会には、委員8名中全員が出席いただいておりますが、長田委員におかれましては少し遅れるということでありますので、追っつけ参られますので。定足数を満たしておりますのではじめます。

議　　題

(1) 答申事項

ア 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3090号】

○辻部会長　　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、答申事項1件でございます。

それでは、諮問第3090号「第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正」について審議いたします。

本件は、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されていることから、意見招請については必要的諮問事項の部分も含め、一体として総務省において実施していただき、必要的諮問事項である第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については接続委員会において調査・審議をいただきました。

本日は、接続委員会の主査であられます相田専門委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは、相田専門委員、よろしくお願ひいたします。

○相田専門委員　　接続委員会の主査を務める相田でございます。

それでは、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査検討の結果をご報告させていただきます。

資料76-1をご覧ください。本件の概要につきましては14ページ以降に具体的な記載がございますが、第二種指定電気通信設備接続料規則に係る接続料の算定方法を具体的に定めるものです。

先ほど部会長からご紹介がございましたように、本改正案につきましては、審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されていることから、報道発表及び意見招請につきましては、それらをまとめた形で総務省において実施していただき、そのうち必要的諮問事項である第二種指定電気通信設備接続料規則の改正に係るものにつきましては2回の意見募集を行いました。第1回目の意見募集が11月19日から12月19日、それに対する再意見募集を12月21日から1月5日まで実施いたしております。

寄せられた意見、再意見を踏まえまして、1月19日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会及び総務省としての考え方の整理を行いました。結果といたしまして、当委員会といたしましては、1ページにございます報告書、この1に示しましたとおり、本件、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適當と認められるとのご報告をさせていただいております。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、2ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、改正概要とともに総務省からご説明いただけるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○内藤料金サービス課企画官 それでは、引き続きまして、事務局より、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。本件は、先ほどからご紹介がありましたとおり、電気通信事業法第34条第3項第2号に基づきまして、第二種指定電気通信設備の接続料の算定方法を改正するため、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正を行うものです。

具体的には、接続料を構成する原価と利潤のうち利潤の算出に必要な自己資本利益率の算定に用いられる β について、これまで合理的な値であればよいとされていたところでございますが、これを公正な競争環境確保の観点から、統一的かつ具体的に算定方法を定めることとするものです。

それでは、接続委員会報告書の2ページ目の意見及び考え方について説明させていただければと存じます。

まず、意見は合計6つございます。1つ目の意見でございますが、こちらはKDDI株式会社から、基本的に賛成するという趣旨で、「NTTドコモの株価 β から他の複数の事業を営む事業者の移動通信事業に係る β を算出することには一定の合理性がある」

とのご意見をいただいております。

これに対する考え方としましては、賛同する趣旨のご意見であり、この省令改正の趣旨を改めて記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、意見2でございます。こちらも基本的に賛同するご意見を株式会社NTTドコモからいただいております。「 β の算定方法等について必要な制度整備を図ることは、事業者間の更なる公平性の確保による公正競争促進並びに接続料水準格差の是正に資するものであることから、本改正に賛同」するというものでございます。

これに関しましては、ソフトバンク株式会社から再意見をいただいているところでございますけれども、まずは、NTTドコモの賛同のご意見に関しては、規則改正の趣旨を、こちらについても改めて説明しております。この再意見で出ておりますソフトバンク株式会社のご意見につきましては、これは意見3として出てくるものと内容としてはおおむね一緒ということで、考え方についても考え方3で示しております。

(長田委員、入室)

つきましては、意見3に進ませていただきますけれども、こちらでは、「今回の改正も含め第二種指定電気通信設備のルールについてはMNOとしての各種インセンティブを削ぐことのないようとするものを強く要望」というものでございます。これに関する考え方については、右に示しております。

まず、接続料について、そもそもどういうものかという説明から入っておりますけれども、第二種指定電気通信設備にかかる接続料については、電気通信事業法第34条第3項第2号において「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額」を超えない範囲で定めることとされており、その算定方法は接続料規則において定めることとされているものでございます。したがいまして、まず、原価というものは回収されることが仕組み上予定されておりまして、その上で利潤が適正なのかどうかというところが問題になってくるということだと存じます。

その上で、利潤については、まさに本改正の趣旨を説明するということで、次のパラグラフで記載しております。「本省令改正案等は、移動電気通信事業に係るリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者の株価 β を指標として算定に用いることとし、また、事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正かつ統一的なものとするものである。また、現時点において当該事業の割合が最も高い事

業者においても、事業の多角化等により、算定された β が本来あるべき『移動電気通信事業に係るリスク』を勘案した値よりも高くなる可能性があるが、この点、携帯電話は国民1人に1台以上普及した生活必需品であることから市場の影響を受けにくく、したがって安定性が高く、リスクが低いと考えられる。ここまで、おおむね諮問時の説明資料の内容を記載しておりますが、さらにここで加えまして、接続委員会での議論を踏まえてパラグラフを加えております。

「さらに、接続に係る事業について見ると、移動通信市場において多くのシェアを占める第二種指定電気通信設備への接続に係る事業は、小売を含めた移動電気通信事業全体よりも安定性が高いと考えられる。したがって、本件 β は、主要企業の平均のリスクとなる $\beta = 1$ を超えることはないと考えられることから、接続料算定に用いる β の上限値を1とすることとしている。このように、本省令改正案等は、現時点では、移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正に勘案するものであると考えるため、御指摘のようなMNOの設備投資等のインセンティブを損なうものではないと考える」としているところでございます。

続きまして、意見4に進ませていただければと存じます。こちら、KDDI株式会社より、「仮に著しい市場変化が生じた場合には β の算定ルールを見直す必要がある」というご意見でございます。再意見におきまして、ソフトバンク株式会社からもKDDI株式会社の意見に賛同する旨のご意見が提出されているところでございます。これに対しましては、考え方4をご覧いただければと存じます。「本省令改正案附則第3項において、この省令の施行後三年を目処として、本省令による改正後の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨を規定しているが、それ以前においても、著しい変化があり、必要があると認められるときには、総務省において、必要な措置を講じることが適當と考える」としてございます。

続きまして、意見5でございます。こちらはソフトバンク株式会社から意見があつたものでございますけれども、「自己資本利益率の算定については、①過去年度分の β については従来方式の採用も可とする前提で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する」。すなわち、今年は単年度分だけ新方式で算定し、来年度については今年度と来年度の2年平均とし、再来年度については今年度から含めた3年度で平均をしてはどうかといった措置を講じていただきたいというご意見をいただいております。これは、趣旨としては激変緩和を講じられないかというもので

ございます。

これに関しては、同社からの再意見に際して、①と②に関する β の算定結果というものが委員限りという形で提出されておりまして、こちらが 9 ページに添付されてございます。数値についてはご確認をいただければと存じます。

こういった形で意見及び再意見がございましたが、再意見に際しては、株式会社 NTT ドコモ及び KDDI 株式会社より、原案のとおり速やかに施行することが適当であるということのご意見をいただいているところでございます。

これを受けました考え方 5 でございますけれども、まず、考え方の前提として、改正の趣旨、利潤を今回の改正で適正なものにするという趣旨を説明してございます。「本改正案は、 β の値が、事業者によって用いる算定方法により大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがあること、また、各事業者の事業が多角化する中、適正な『移動電気通信事業に係るリスク』を勘案し、『当該事業者の財務状況に係るリスク』を十分に適正に勘案することが困難になっていることから、今後の接続料の適正性を確保するべく、利潤の算定に用いる β の値を十分に適正なものとすることを目的として、 β の算定方法を統一的かつ具体的に定めるものである。また、第二種指定電気通信設備に係る接続料は、実際費用方式に基づくものであるため、接続に関して実際に発生した費用を、適正な自己資本費用も含め、接続料として回収するという考え方についている。したがって、本改正案により、接続に伴う未回収費用が生じること等になるわけではなく、激変緩和のための経過措置を設けるまでの事情があるとは考えにくい」ということで、まずここまでで、総論として経過措置を設ける必要性があまりないのではないかという考え方をお示ししています。

その上で、提案のあった 2 つの案について個別の提案に対する考え方を記載しております。続けますと、「このような本省令改正の趣旨を踏まえれば、ご提案の自己資本利益率の 3 年平均において、過年度分について、従来の算定方法の適用を認めることは適当ではないと考える。また、本改正案を適用するにあたり、平成 27 年度以降の数値のみを用いて平均することについては、接続料算定に用いる平成 27 年度及び平成 28 年度の数値の比重が、他年度に比べて大きくなり、当該年度の状況がより強く反映されることから、適当ではないと考える」としてございます。

続きまして意見 6 でございますけれども、こちらは個人の方からのご意見でございます。「MVNO 接続料金を見直すと同時に、MVNO 向けの相互接続義務や厳しい非対

称規制を一部見直すべき」とのご意見でございます。こちら、直接諮問事項についてのご意見では必ずしもないものでございますけれども、審議会の考え方ということで考え方6に示してございます。「電気通信事業法第32条は、電気通信事業者の設置する電気通信回線設備の重要性に鑑み、公共の利益を確保する観点から、移動電気通信事業に限らず、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者については、原則として、その設置する電気通信回線設備に対する、他の電気通信事業者からの接続の請求に応じなければならないこととしている」ということで、MVNOに特化して何か定めるということではなく、電気通信事業者全体に対して、そのネットワークに接続する必要性があることを改めて記載をしてございます。

次の10ページ目以降からは、諮問事項以外の省令改正や告示の改正等に係る意見及び、それに対する総務省の考え方となっております。こちらにつきましては、基本的に省令、告示案の趣旨の確認やプロセスについてのご意見となっておりまして、説明については省略させていただければと存じます。

以上が、意見募集に対して寄せられたご意見及びそれに対する審議会及び総務省の考え方でございます。

なお、今回の審議の参考といたしまして、本改正案によって最終的に接続料にどのような影響が見込まれるのか、総務省において試算した結果を資料として添付しております。委員の方は、この赤いファイルをご覧いただければと思います。資料としては、別紙としておるものでございます。こちらは、第二種指定電気通信事業者3社の2014年度の実際の届出がありました接続料と今回の省令、告示案の算定方法を適用した β を用いた場合に、2014年度の接続料であればどうなったかというものを比較してお示したものでございます。経営情報が含まれておりますため委員限りの部分が大半となっておりますので、ご注意いただければと存じますけれども、3社とも、見直しによりまして、まずは自己資本利益率が低下いたします。その結果、接続料の低廉化が見込まれることがご確認いただけると存じます。

また、原価プラス利潤に占める利潤の割合もお示ししてございますけれども、こちら、実際の届出値と試算値とで比べていただきますと、3事業者での格差というものが従来よりも縮まっていることがご確認いただけると存じます。今回の改正によって、2014年度であれば、このような効果が見込まれるということでございます。実際の2015年度以降につきましては、前提となる、例えば、レートベースであるとか需要に相当

するトラフィック等というものがまだわかりませんので、影響はまだわかりませんけれども、基本的には、こういった低廉化効果というものが見込まれるものと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○辻部会長 丁寧な説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞご自由にご発言をお願いしたいと思います。

それでは、山下委員。

○山下委員 私は、実は接続委員会に個人的な事情により出席できなかつたので、この場で意見と質問をさせていただきます。

まず2点ございますけれども、1つは、4ページの考え方のところです。ここで、この市場は安定性が高いということについて接続委員会で種々議論があつて、もう一段落考え方をつけ加えられたと、今、事務局からご説明がありましたけれども、確かに、携帯電話事業というものは安定性が高い、リスクが低いと、どのような基準でもって言えるかというと、疑問がないわけでもないと思います。

例えば、鉄鋼業とか自動車組み立て産業というようなものがあるとしますと、それは100年近く存続しているわけで、これに比べて、この3つの事業者というのは、たしかに20年、25年ということで、それも業態は著しく発展したわけですが、安定というよりは大変貌を遂げているということから考えると、長期的に安定しているとは言いたいと。じゃ、この安定というのは、どのぐらいの期間を考えるかというと、やはり3年後に見直すと書いていらっしゃいますけれども、なかなか中期、10年とも言えないだろうと。3年程度、いわゆる短期を見れば、おそらく安定しているだろうと。1億以上の方が持っている携帯電話のこの状況が、3年やそこらで大きく変動することはない。そういう意味では、安定というからには、想定する期間をわりと短期にとるべきではないかと思う次第です。それが私の1つ目の意見です。

もう一つは、意見というか質問にもなりますが、6ページの考え方のところでございます。これは、算定方法が異なると公正競争環境が損なわれ、公共の利益に影響が及ぶという、非常に重い文言が書かれているわけですけれども、例えば、3社のうちの1社が1を超えるような数値を出したとすると、それは2社目、3社目も追随するだろうと。そうすると、接続料が非常に高くつり上げられて、そして公共の利益が損なわれる、そ

んなふうに考えて、そういう考え方でこのようにお書きになっているのか、あるいは、1社なり2社、おののの β の値が非常に異なることは公共の利益を阻害することになると考えていらっしゃるのか、そのあたりをお教えいただきたいと思います。

以上です。

○辻部会長 それでは、今の質問に対して。

○内藤料金サービス課企画官 まず、ご意見の1点目につきましては、3年程度の見直しということであれば、おおむね1つの期間としてお認めいただけるということかと理解しております。

その上で2点目のところでございますけれども、こちらの公正な競争環境が損なわれるという点は、 β の算定方法が合理的な方法であればいいということに従来なっていたわけですけれども、合理的な値といつても、算定方法はいろいろな合理的な方法があり得ると考えております。その算定方法の相違によって β の値が異なってしまうことは望ましいことではないということを、まず、趣旨として書いております。そのため、 β というものが事業者によって、ある程度異なり得ることは、今としても前提としておりますけれども、一方で、算定方法が異なることでそれが大きな幅を持つてしまうことは望ましくないということを、書いていることがまず1点でございます。

もう一つは、移動電気通信事業に係るリスクというものを考えた場合に、そのリスクというものは、一般的には業界として、そんなに極端には変わらなかろうということがあろうかと思っております。したがいまして、個々の会社の相違というものは、ある程度あるものの、それがあまり著しいということは、算定方法の相違というのももう一つの要素ではございますけれども、そういったことはあまり望ましくはないということが1つの前提となっているとお考えいただければと存じます。

○藤野料金サービス課長 携帯電話の接続料は、携帯電話事業者同士の精算という意味合いも持っております。そのときに、それぞれの接続料はそれぞれが設定しているので、自分のところの費用はこれだけかかりますと、それぞれが示すわけです。そのときに、携帯電話事業者、違う事業者がそれぞれ払い合うわけですけれども、そのときに、お互いに数値がある程度違うのは結果として生じると思いますけれども、特に利益の部分の考え方があまりに違うと、片方が利益と見ている一方で、もう片方は利益と見ていないことによって、お互いの払う額が変わっててしまうわけです。そこが公平を損なうおそれがあるのではないかという趣旨もあり、ルールにおいては、できるだけ統一しよう

かと考えたわけです。

○辻部会長 いかがでしょうか。

○山下委員 ありがとうございます。

○辻部会長 接続料全体を決めるわけでなくて、自己資本率の部分だけを議論します。

ほかのコストについては、今おっしゃられたように、ほかの事業者間の相違というのは、みんな反映されているから、統一するところは自己資本率の計算のところだけです。全体に占める割合はそんなに大きくないと思いますが。

○山下委員 わかりました。ありがとうございます。

○辻部会長 ほかに何かございませんでしょうか。

今、安定性の話がありましたけれども、業界として見たら、非常に安定的というか、収益率も高くて、今おっしゃられた鉄鋼業とかよりも安定的に推移しています。ただ、長期的に見たら、技術進歩が早いもので、確かにおっしゃるように、新しい設備にどんどん更改していく必要があります。それに失敗してしまうと、利益に影響してしまう。しかし、需要等々を見ますと、減っていくということはほとんど考えられません。

○山下委員 それは先生、安定という言葉を、安定というふうに文言どおり捉えるか、それとも順調に発展することを安定と捉えるかという、そういう見解の相違もあるのではないかと思うのです。一般的な言葉で言うときには、安定って、こういうところを言うと、ちょっとずつでも増えていく、市場が大きくなることを安定ってよく言いますけれども、実際、文言どおりですと、安定というのは、去年と今年と10年後と売り上げが変わらないことを安定と言うと思うのですね。

例えば、デパート、小売業界ですと、1%とか落ちただけで、もう大騒ぎするのです。これこそが安定だと思うのですね。この業界はそうではなくて、もっと振幅が激しい。しかも上振れですね。だから、安定というよりは大発展だというふうに私は。

○辻部会長 なるほど、そういう意味ですか。

○山下委員 そうです。はい。

○藤野料金サービス課長 ここで言っている安定というのは、言うなれば、お客様がいなくなるリスクはないという意味での安定です。そういう観点ですので、おっしゃられるような趣旨なのかなとは思うのですけれども。

○酒井部会長代理 安定と言うのかわかりませんが、例えば鉄鋼業だったら、何社があるうち、全体としては安定しているけど、どつかが潰れちゃうことがないとも言えない

わけですよね。この場合には、帯域を割り当てられているというのはものすごい財産で、ある帯域でどのぐらい情報量を送れるかというのは、ある程度今の技術では決まっていますので、帯域を割り当てる以上は、ある意味の安定性はあるのだろうと私は思っておりますけれども。ただ、それが発展していくのか、ずっと1%かと言われるとわかりませんけれども。

○内藤料金サービス課企画官 補足を1点よろしいですか。

○辻部会長 はい、どうぞ。

○内藤料金サービス課企画官 今回ここで言う安定性とは、安定という言い方はしていますが、市場の変動に対してどの程度安定しているかというのが β の考え方の基本でございます。なので、例えば、市場全体の株価が20%上昇するような局面で10%しか上昇しない場合には、市場よりもリスクが低いという表現になるわけでございます。

これはどういうことかというと、景気変動等に対してより強いか弱いかというものが判断の指標になってくるということでございまして、より生活必需品に近いものであればあるほど景気変動の影響を受けにくいということで、安定性が高いということでございます。

現下の状況におきますと、携帯電話、普及率も国民の人口以上になっておるということがございますし、収入が減ったからといって携帯電話を解約してしまうことも想定がしにくい。こういったことからすると、景気変動に対しておおむね安定しているということが言えるかと存じます。

近年、移動体通信事業者自体の経営が非常に多角化しているので、なかなか β 単体で評価することは難しいのですけれども、個々の移動電気通信の比率が高いNTTドコモの数値を見る限りにおいては、1を超えることはあまりないという状況からしても、そういうことが推察できようかと思っておりますし、海外ですと、移動体通信専業の通信事業者で上場している企業は少ないので、なかなか判断が難しいのですけれども、アメリカのスプリントとかTモバイルがこれに該当するのですけれども、これもいずれも直近のものを見ると1を下回っているという状況からしますと、おおむねこういった考え方には妥当性があるのではないかと考えているところでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。携帯の接続料につきましては、携帯電話がでけてから、いろいろ制度変更がございました。例えば、二種指定というのもできま

した。これは接続料の公平化の一環と思いますので、公平であることは大変結構なことだと理解しております。

それでは、ほかにご意見がございませんようでしたら、諮問第3090号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 どうもありがとうございました。それでは、案のとおり答申することいたします。相田委員、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議は終了いたしました。ほかに委員の皆様から、何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局から1点ご連絡させていただきます。次回の電気通信事業部会は、2月7日火曜日の14時からの開催を予定しておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉　　会